


全産連発第103号
令和2年9月15日

各正会員
会長・理事長 様
安全衛生関連委員会 委員長 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長 永井 良
安全衛生委員会
委員長 篠原 隆博



労働災害情報の提供について（第7報 累計8件目）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会では、令和元年8月27日付け全産連発第249号にてご連絡いたしました通り業界内の労働災害に関する報道情報を収集し、未然防止対策と併せて情報共有するための取り組みを行っております。

今般、正会員より地元紙に掲載された労働災害に関する報道資料の連絡がございましたので、参考となる類似事故とその対策情報等を併せて情報提供いたします。累計8件目となります。

つきましては、事業者の方がこうした情報を自社の安全衛生活動に活用できるよう正会員協会加盟の会員企業に対し情報提供いただく等、格段のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、労働災害情報の提供にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

【新聞記事】

■作業車から転落、男性死亡
 業車両の荷台から、
 頭を強く打ち、搬送先の病院で
 死亡した。
 両は除草作業の移動中で4人が
 乗車。
 右カーブを曲
 がる際に転落した。同署が原因
 を調べている。

※事故発生場所や時期等を特定されないよう黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	作業車両
災害の種類（事故の型）	墜落・転落
被害者数	死亡者数：1人

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ① 原則としてトラックの荷台には作業者を乗車させないこと。別途作業者の移動のため自動車等を使用する。
- ② 道路交通法の適用のない場所において、作業車両の荷台に作業者を乗車させて走行させる必要がある場合は、車両の動揺により、作業者が転落する恐れのない箇所に乗車させること。なお、荷台にあおりのないトラックの荷台には、作業者を乗車させてはならない。
また、道路交通法の適用される道路においては、積載している貨物を看守するための最少限度の人員を除き、荷台へ乗車させてはならないこととされているので、留意のこと。
- ③ 作業車両の荷台に作業者を乗車させて走行させる場合には、発進させる前に、荷台に乗車させた作業者の状態(乗車箇所、姿勢等)の安全を確認し、当該作業者に対して発進の合図を行ってから、車両を発進させること。

トラックの荷台から転落



発生状況

荷台の後方にあおりのないトラックの荷台に、作業者を乗せて走行していたところ、荷台に乗っていた作業者が、荷台後方から転落して死亡した災害である。

被災者は、造園工事等を営む(株)甲造園に雇用される作業者である。

災害発生当日の作業内容は、作業者4名で、ゴルフ場の芝張替えを行うものであった。

当日の作業を終えた(株)甲造園の作業者らは、現場事務所へ戻るため、資材等の運搬のための2トンダンプトラック(定員3名)に乗車した。

運転室には3名しか乗車できないため、作業者Aが荷台に乗車して出発した。

当該ダンプトラックは、荷台の左右側方にあおりを備えており、両方のあおりを閉じた状態であったが、荷台の後方のあおりについては、作業の都合により、取り外したままであった。

運転手は、しばらくダンプトラックを走行させたあと、一時停止し、さらに走行させたあと荷台にAの姿が見えないことに気付いた。

そこで、前に一時停止した場所まで戻ったところ、Aが仰向けに倒れており、間もなく死亡した。

原因

[1] 荷台の後方にあおりのないトラックの荷台に、作業者を乗せて走行させたこと。

[2] 一時停止のあと発進させる際に、荷台に乗車している作業者の状態を確認せず、当該作業者に対して発進の合図を行わなかったこと。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）